

令和8年度

公共下水道事業

(認証)

下知污水圧送幹線管渠改築工事に伴う付帯工事(R8-1) 見積参考資料

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではありません。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとします。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合があります。

工事場所	高知市 知寄町三丁目 外	下水道整備課
工事日数 日	着 工 令和 年 月 日	
	完 成 令和 9 年 3 月 15 日	

設 計 金 額		工 事 の 大 要	
内 訳	工 事 価 格	円	内径900mm污水管撤去工 認 252.3 m
	消費税及び地方消費税相当額	円	内径100mm污水管撤去工 認 112.7 m
			污水函渠(2400×2400)撤去工 認 78.7 m
工事請負対象金額		円	内径900mm污水管充填工 認 571.3 m
消費税及び地方消費税相当額抜きの工事請負対象金額		円	既設人孔撤去工 認 5 箇所
摘要		工事施工理由	
		下知ポンプ場改築事業に伴い廃止となった既設污水管渠についての撤去及び充填工事を行うものである。	

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
下水道					
既設管開削撤去工【認】					
管路土工【認】					
管路掘削【認】	式	1			明細表 第1号
管路埋戻【認】	式	1			明細表 第2号
発生土処理【認】	式	1			明細表 第3号
管路土留工【認】					
軽量鋼矢板土留【認】	式	1			明細表 第4号
土留支保工【認】	式	1			明細表 第5号

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鋼材賃料【認】	式	1			明細表 第6号
既設管撤去工【認】					
既設管撤去【認】	式	1			明細表 第7号
止め壁設置【認】	式	1			明細表 第8号
開削水替工【認】					
開削水替【認】	式	1			明細表 第9号
既設管充填廃止工【認】					
既設管内充填工【認】					
既設管内充填【認】	式	1			明細表 第10号
付帯工【認】					

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
付帯工【認】					
既設構造物撤去復旧【認】	式	1			明細表 第11号
仮設工【認】					
交通管理工【認】					
交通誘導警備員【認】	式	1			明細表 第12号
換気工【認】					
換気工【認】	式	1			明細表 第13号
直接工事費計					
共通仮設費積上分					
運搬費	式	1			

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設材運搬費					明細表 第14号
	式	1			
準備費					
	式	1			
木根等処分費					明細表 第15号
	式	1			
営繕費					
	式	1			
快適トイレ					明細表 第16号
	式	1			
共通仮設費率分					
	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
	式	1			
現場管理費					

明細表 第 1号
管路掘削【認】

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
舗装版切断 アスファルト舗装版, 15cm以下, しない<標準>(全ての費用)	m	460			施工P 第 1 号
側溝清掃車運搬 L=5.5 km	m3	0.9			単価表 第 1 号
処分料 カッター汚泥 汚泥-2	m3	0.9			処分費
舗装版破碎 アスファルト舗装版, 障害無し, 騒音振動対策不要, 15cm以下, 積込作業有り, しない<標準>(全ての費用)	m ²	548			施工P 第 2 号
殻運搬 舗装版破碎, 機械(騒音対策不要、厚15cm以下), DID区間有り, 3.5km以下, しない<標準>(全ての費用)	m3	41			施工P 第 3 号
処分料 再資源化施設(As) 再生骨材-52	m3	41			処分費
機械掘削工(バックホリ) 0.45m3, 砂・砂質土	m3	1,800			単価表 第 2 号
大型土のう製作・設置・撤去 撤去(再利用), 6m以下, -3m≤H≤2m	袋	13			単価表 第 3 号
大型土のう製作・設置・撤去 設置(再設置含む), 6m以下, -3m≤H≤2m	袋	13			単価表 第 4 号
1 式 当り					

明細表 第 2号
管路埋戻【認】

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
碎石埋戻工(ﾊﾞｯｸﾌｪｲﾙ投入) 再生碎石 RC-40 , 締固め:有 , 0.45m3	m3	790			単価表 第 5 号
積込(ﾙｰｽﾞ) 土砂 , 土量50,000m3未満	m3	1,900			施工 P 第 5 号
土砂等運搬 標準 , ﾊﾞｯｸﾌｪｲﾙ ｹｯﾄ容量0.8m3 , 土砂(岩塊・玉石混り土含む) , DID区間有り , 1.0km以下	m3	1,900			施工 P 第 6 号
流用土埋戻工(ﾊﾞｯｸﾌｪｲﾙ投入) 締固め:有 , 0.45m3	m3	1,900			単価表 第 6 号
碎石埋戻工(ﾊﾞｯｸﾌｪｲﾙ投入) 再生粒調碎石 RM-30 , 締固め:有 , 0.45m3	m3	100			単価表 第 7 号
表層(車道・路肩部) 平均幅員1.4m未満(仕上厚50mm以下) , 50 mm,ｱｽｺﾝ各種(2.30以上2.40t/m3未満) , 瀝青材料無し , しない<標準>(全ての費用) , 夜間割増無し , 溶融ｽﾗｸﾞ 無し	m ²	23			施工 P 第 7 号
表層(車道・路肩部) 平均幅員1.4m以上3.0m以下 , 50 mm,ｱｽｺﾝ各種(2.30以上2.40t/m3未満) , 瀝青材料無し , しない<標準>(全ての費用) , 夜間割増無し , 溶融ｽﾗｸﾞ 無し	m ²	348			施工 P 第 8 号
表層(車道・路肩部) 平均幅員3.0m超 , 50 mm,ｱｽｺﾝ各種(2.30以上2.40t/m3未満) , 瀝青材料無し , しない<標準>(全ての費用) , 夜間割増無し , 溶融ｽﾗｸﾞ 無し	m ²	127			施工 P 第 9 号
表層(歩道部) 平均幅員1.4m以上 , 30 mm,ｱｽｺﾝ各種(2.30以上2.40t/m3未満) , 瀝青材料無し , しない<標準>(全ての費用) , 夜間割増無し , 溶融ｽﾗｸﾞ 無し	m ²	55			施工 P 第 10 号
1 式 当り					

明細表 第 3号
発生土処理【認】

明細表

[illegible]

明細表 第 4号
軽量鋼矢板土留【認】

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽量鋼矢板建込工 掘削深3.5m以下，両側施工，0.45m ³ ・2.9t吊	m	98.8			単価表 第 9 号
軽量鋼矢板引抜工 掘削深3.5m以下，両側施工，トラッククレーン	m	98.8			単価表 第 10 号
軽量鋼矢板建込工 掘削深2.5m以下，両側施工，0.45m ³ ・2.9t吊	m	61.3			単価表 第 11 号
軽量鋼矢板引抜工 掘削深2.5m以下，両側施工，トラッククレーン	m	61.3			単価表 第 12 号
軽量鋼矢板建込工 掘削深2.0m以下，両側施工，0.45m ³ ・2.9t吊	m	22.3			単価表 第 13 号
軽量鋼矢板引抜工 掘削深2.0m以下，両側施工，トラッククレーン	m	22.3			単価表 第 14 号
1 式 当り					

明細表 第 6号
鋼材質料【認】

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽量鋼矢板賃料(t当り) 軽量鋼矢板2型, 供用日数22 日, 修理費及び損耗費あり, 1 回使用, 補助工法なし	t	3.3			単価表 第 16 号
軽量鋼矢板賃料(t当り) 軽量鋼矢板2型, 供用日数11 日, 修理費及び損耗費あり, 1 回使用, 補助工法なし	t	2.8			単価表 第 18 号
軽量鋼矢板賃料(t当り) 軽量鋼矢板2型, 供用日数11 日, 修理費及び損耗費あり, 1 回使用, 補助工法なし	t	2.4			単価表 第 18 号
アルミ腹起し(基本料) 幅70～80 高115～130 長2000 管埋設工事用	本	4			
アルミ腹起し(基本料) 幅70～80 高115～130 長4000 管埋設工事用	本	8			
アルミ腹起し(賃料) 幅70～80 高115～130 長2000 管埋設工事用	本・日	176			
アルミ腹起し(賃料) 幅70～80 高115～130 長4000 管埋設工事用	本・日	352			
アルミ水圧ホース(基本料) 調整長1500～2200mm 標準型	本	12			
アルミ水圧ホース(賃料) 調整長1500～2200mm 標準型 基本料含まず。	本・日	528			
水圧手動ポンプ(基本料) タンク水量15～19リットル	台	1			

明細表 第 7号
既設管撤去【認】

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
構造物とりこわし 鉄筋構造物，機械施工	m3	226			単価表 第 20 号
殻運搬 コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし，機械積込，DID区間有り，10.9km以下，しない<標準>(全ての費用)	m3	226			施工P 第 11 号
処分料 再資源化施設(鉄筋コンクリート) 再生骨材-1	m3	226			処分費
既設鋳鉄管撤去切断(エンジンカッター) ダクタイル鋳鉄管(DIP)，φ900mm	口	5			
既設FRPM管撤去切断(エンジンカッター) 強化プラスチック複合管(FRPM)，φ900mm	口	6			
既設硬質塩化ビニル管撤去切断 φ100mm	口	18			単価表 第 21 号
撤去管吊上げ積込み(鋳鉄管) 機械力，φ900mm	m	31.8			単価表 第 22 号
撤去管吊上げ積込み(FRPM管) 機械力，φ900mm	m	38.1			
撤去管吊上げ積込み(硬質塩化ビニル管) φ100mm	m	112.7			単価表 第 23 号
現場発生品及び支給品積込・荷卸 クレーン装置付通称4～4.5t積級 吊能力2.9t	t	14.5			施工P 第 12 号

明細表 第 7号
既設管撤去【認】

明細表

[illegible]

明細表 第 8号
止め壁設置【認】

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート 別紙、施工単価条件一覧表(明細表 第8号-001)参照					施工P 第 14 号
	m ³	2			
型枠 一般型枠,鉄筋・無筋構造物					施工P 第 15 号
	m ²	15			
コンクリート削孔(電動ハンマドリル) 削孔深さ30mm以上200mm未満					施工P 第 16 号
	孔	36			
鉄筋工 加工・組立 組立,差筋および杭頭処理,鉄筋径13mm					単価表 第 24 号
	t	0.01			
1 式 当り					

明細表 第 10号
既設管内充填【認】

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
注入材料費					
	m3	361			
管内充填工					
	m3	361			単価表 第 26 号
機械器具損料					
	式	1			単価表 第 27 号
隔壁設置(材工共)					
	箇所	12			
注入管設置(材工共)					
	m	310			
仮設ﾌﾟﾗﾝﾄ組立・解体					
	回	2			単価表 第 29 号
打設管設置・撤去費					
	回	2			単価表 第 30 号
1 式 当り					

明細表 第 11号
既設構造物撤去復旧【認】

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
構造物とりこわし 無筋構造物，機械施工	m3	3			単価表 第 33 号
殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし，機械積込，DID区間有り，10.9km以下，しない<標準>(全ての費用)	m3	3			施工P 第 17 号
処分料 再資源化施設(無筋コンクリート) 再生骨材-1	m3	3			処分費
ﾌﾟﾚｷﾞｬｽﾄL形側溝(製品長 0.6m/個) 据付，基礎砕石有り，500B鉄筋コンクリートL形700×320×600，しない<標準>(全ての費用)	m	12			施工P 第 18 号
歩車道境界ﾌﾟﾚｯｸ撤去 再利用	m	10			施工P 第 19 号
歩車道境界ﾌﾟﾚｯｸ 再利用設置，A種(150/170×200×600)，再生ｸﾗｯｼｬｰﾝ RC-40，18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下，養生工無し，小型車加算有り(2t車)	m	11			施工P 第 20 号
1 式 当り					

単価表 第 1号 側溝清掃車運搬 単価表 (100) 金額 : 内容 : L=5.5 km 1 m3 当り					
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人	9.26			1×100/D
側溝清掃車運転	日	9.26			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 運搬距離 : L=5.5 km					

単価表 第 2号		機械掘削工(バックホ)		単価表		(100)	
金額：		内容：0.45m3 , 砂・砂質土		1 m3		当り	
名称・規格・条件		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
土木一般世話役		人	1.5				
普通作業員		人	3.9				
バックホ[クローラ型・標準型] バック容量0.45m3 排出ガス対策型(第2次)		時間	8.8			運転単価表	
諸雑費		式	1				
		(	100	m3 当り		)	
		(	1	m3 当り		)	
*** 施工条件 *** バックホの規格 : 0.45m3 土質区分 : 砂・砂質土							

単価表 第 3号

大型土のう製作・設置・撤去

単価表

(10)

金額：

内容：撤去(再利用) , 6m以下 , $-3\text{m} \leq H \leq 2\text{m}$

1 袋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.07			[1] 1*10/D
特殊作業員	人	0.07			[1] 1*10/D
バックホ運転(大型土のう工) 撤去(再利用)	日	0.07			運転単価表
諸雑費 0.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	袋 当り		)
	(	1	袋 当り		)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 撤去(再利用) 作業半径 : 6m以下 設置・撤去面高さ : $-3\text{m} \leq H \leq 2\text{m}$					

単価表 第 4号

大型土のう製作・設置・撤去

単価表

(10)

金額：

内容：設置(再設置含む) , 6m以下 , $-3\text{m} \leq H \leq 2\text{m}$

1 袋 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.13			[1] 1*10/D
特殊作業員	人	0.13			[1] 1*10/D
普通作業員	人	0.13			[1] 1*10/D
バックホウ運転(大型土のう工) 設置(再設置含む)	日	0.13			運転単価表
諸雑費 0.2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	袋 当り		)
	(	1	袋 当り		)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 設置(再設置含む) 作業半径 : 6m以下 設置・撤去面高さ : $-3\text{m} \leq H \leq 2\text{m}$					

単価表 第 5号

砕石埋戻工(バックホ投入)

単価表

(100)

金額：

内容：再生砕石 RC-40 , 締固め:有 , 0.45m3

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	2.5			
普通作業員	人	3.8			
再生砕石 RC-40	m3	120			
バックホ[クローラ型・標準型] バック容量0.45m3 排出ガス対策型(第2次)	時間	6.2			運転単価表
タンパ 締固め しない<標準>(全ての費用)	m3	100			施工P 第 4 号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 砕石の種類 : 再生砕石 RC-40 タンパ 締固めの有無 : 締固め:有					
バックホの規格 : 0.45m3					

単価表 第 6号

流用土埋戻工(バックホ投入)

単価表

(100)

金額：

内容：締固め：有 , 0.45m3

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	2.5			
普通作業員	人	3.8			
バックホ[クローラ型・標準型] バック容量0.45m3 排出ガス対策型(第2次)	時間	6.2			運転単価表
タンパ 締固め しない<標準>(全ての費用)	m3	100			施工P 第 4 号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** タンパ 締固めの有無 : 締固め：有 バックホの規格 : 0.45m3					

単価表 第 7号

碎石埋戻工(ﾊﾞｯｸﾌｻ投入)

単価表

(100)

金額：

内容：再生粒調碎石 RM-30 , 締固め:有 , 0.45m3

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	2.5			
普通作業員	人	3.8			
再生粒調碎石 RM-30	m3	120			
ﾊﾞｯｸﾌｻ[ｸﾛｰﾗ型・標準型] ﾊﾞｯｹｯﾄ容量0.45m3 排出ｶﾞｽ対策型(第2次)	時間	6.2			運転単価表
ﾀﾝﾊﾟ 締固め しない<標準>(全ての費用)	m3	100			施工P 第 4 号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 碎石の種類 : 再生粒調碎石 RM-30 ﾀﾝﾊﾟ 締固めの有無 : 締固め:有					
ﾊﾞｯｸﾌｻの規格 : 0.45m3					

単価表 第 8号

ダンプトラック運搬(10t積)

単価表

(100)

金額 :

内容 : バックホウ0.45m3 , L=6.3 km以下, DID区間:有

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ダンプトラック運転(10t積)	日	2.7			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 積込機種 : バックホウ0.45m3 運搬距離(片道) : L=6.3 km以下					
DID区間の有無 : DID区間:有 タイヤ損耗条件 : 良好					

単価表 第 9号

軽量鋼矢板建込工

単価表

(100)

金額：

内容：掘削深3.5m以下，両側施工，0.45m³・2.9t吊

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	3.1			
特殊作業員	人	3.1			
普通作業員	人	9.3			
バックホウ[クローラ型・クレーン機能付・標準型] バック容量0.45m ³ 吊能力2.9t 排出ガス対策型(第2次)	時間	14.6			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(	100	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 掘削深 : 掘削深3.5m以下 施工区分 : 両側施工					
バックホウの規格 : 0.45m ³ ・2.9t吊					

単価表 第 10号

軽量鋼矢板引抜き工

単価表

(100)

金額：

内容：掘削深3.5m以下，両側施工，トラッククレーン

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	1			
特殊作業員	人	1			
普通作業員	人	3			
トラッククレーン(市場価格) 油圧伸縮シブ型 最大吊上能力4.9t吊 ホベレータ付き	日	1.2			
諸雑費	式	1			
	(	100	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 掘削深 : 掘削深3.5m以下 施工区分 : 両側施工 引抜き機種 : トラッククレーン					

単価表 第 11号

軽量鋼矢板建込工

単価表

(100)

金額：

内容：掘削深2.5m以下，両側施工，0.45m³・2.9t吊

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	2.4			
特殊作業員	人	2.4			
普通作業員	人	7.2			
バックホウ[クローラ型・クレーン機能付・標準型] バック容量0.45m ³ 吊能力2.9t 排出ガス対策型(第2次)	時間	12.5			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(	100	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 掘削深 : 掘削深2.5m以下 施工区分 : 両側施工					
バックホウの規格 : 0.45m ³ ・2.9t吊					

単価表 第 12号

軽量鋼矢板引抜き工

単価表

(100)

金額：

内容：掘削深2.5m以下，両側施工，トラッククレーン

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.9			
特殊作業員	人	0.9			
普通作業員	人	2.7			
トラッククレーン(市場価格) 油圧伸縮シブ型 最大吊上能力4.9t吊 オペレータ付き	日	1			
諸雑費	式	1			
	(	100	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 掘削深 : 掘削深2.5m以下 施工区分 : 両側施工 引抜き機種 : トラッククレーン					

単価表 第 13号

軽量鋼矢板建込工

単価表

(100)

金額：

内容：掘削深2.0m以下，両側施工，0.45m³・2.9t吊

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	2			
特殊作業員	人	2			
普通作業員	人	6			
バックホウ[クローラ型・クレーン機能付・標準型] バック容量0.45m ³ 吊能力2.9t 排出ガス対策型(第2次)	時間	11.6			運転単価表
諸雑費	式	1			
	(	100	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 掘削深 : 掘削深2.0m以下 施工区分 : 両側施工					
バックホウの規格 : 0.45m ³ ・2.9t吊					

単価表 第 14号

軽量鋼矢板引抜き工

単価表

(100)

金額：

内容：掘削深2.0m以下，両側施工，トラッククレーン

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.9			
特殊作業員	人	0.9			
普通作業員	人	2.7			
トラッククレーン(市場価格) 油圧伸縮シブ型 最大吊上能力4.9t吊 オペレータ付き	日	1			
諸雑費	式	1			
	(	100	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 掘削深 : 掘削深2.0m以下 施工区分 : 両側施工 引抜き機種 : トラッククレーン					

単価表 第 15号

土留支保工(軽量金属支保工)

単価表

(100)

金額：

内容：設置撤去，2段(3.5m以下)，水圧式^ハイ^フサ^ホート

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	2.2			
特殊作業員	人	2.2			
普通作業員	人	6.6			
諸雑費	式	1			
	(	100	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 施工区分 : 設置撤去 設置段数 : 2段(3.5m以下)					
切梁材の種類 : 水圧式 ^ハ イ ^フ サ ^ホ ート					

単価表 第 16号

軽量鋼矢板賃料(t当り)

単価表

(1)

金額：

内容：軽量鋼矢板2型，供用日数22 日，修理費及び損耗費あり，1 回使用，補助工法なし

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽量鋼矢板賃料(t) 軽量矢板2型，供用日数22 日	t	1.0			単価表 第 17 号
修理費及び損耗費	t	1.0			(n+1)/2
諸雑費	式	1			
	(	1	t 当り		)
*** 施工条件 *** 鋼矢板の種類 : 軽量鋼矢板2型 継続工事の有無 : 継続工事なし					
当該工事の供用日数 : 供用日数22 日 修理費及び損耗費計上の有無 : 修理費及び損耗費あり 一現場での使用回数 : 1 回使用					
補助工法の有無 : 補助工法なし 軽量鋼矢板の整備費の規格 :					

単価表 第 18号

軽量鋼矢板賃料(t当り)

単価表

(1)

金額：

内容：軽量鋼矢板2型，供用日数11 日，修理費及び損耗費あり，1 回使用，補助工法なし

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽量鋼矢板賃料(t) 軽量矢板2型，供用日数11 日	t	1.0			単価表 第 19 号
修理費及び損耗費	t	1.0			(n+1)/2
諸雑費	式	1			
	(	1	t 当り		)
*** 施工条件 *** 鋼矢板の種類：軽量鋼矢板2型 継続工事の有無：継続工事なし					
当該工事の供用日数：供用日数11 日 修理費及び損耗費計上の有無：修理費及び損耗費あり 一現場での使用回数：1 回使用					
補助工法の有無：補助工法なし 軽量鋼矢板の整備費の規格：					

単価表 第 20号 構造物とりこわし 単価表 (1)					
金額：		内容：鉄筋構造物，機械施工		1 m3 当り	
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
構造物とりこわし工 鉄筋構造物 機械施工 時間的制約:無	m3	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 構造物区分 : 鉄筋構造物 作業区分 : 機械施工					
時間的制約の有無 : 時間的制約:無 作業時間帯 : 標準 低騒音・低振動対策の有無 : 低騒音・低振動対策なし					

単価表 第 21号

既設硬質塩化ビニル管撤去切断

単価表

(1)

金額：

内容：φ100mm

1 口 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員	人	0.005			[1]
普通作業員	人	0.005			[1]
諸雑費 5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	口 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径(撤去切断) : φ100mm					

単価表 第 22号

撤去管吊上げ積込み(鋳鉄管)

単価表

(10)

金額：

内容：機械力，φ 900mm

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員	人	0.378			
普通作業員	人	0.552			
トラッククレーン(市場価格) 油圧伸縮ジャブ型 最大吊上能力4.9t吊 ホベレタ付き	日	0.246			
諸雑費	式	1			
	(	10	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 吊上げ積込み方法(撤去管) : 機械力 呼び径 : φ 900mm					

単価表 第 23号

撤去管吊上げ積込み(硬質塩化ビニル管)

単価表

(10)

金額：

内容：φ100mm

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員	人	0.072			
普通作業員	人	0.12			
諸雑費	式	1			
	(	10	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径(撤去管) : φ100mm					

単価表 第 24号

鉄筋工 加工・組立

単価表

(1)

金額：

内容：組立，差筋および杭頭処理，鉄筋径13mm

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.5			[2] 組立
鉄筋工	人	3.3			[2] 組立
普通作業員	人	0.3			[2] 組立
諸雑費 2 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			組立
	(	1	t 当り		)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 組立 組立区分 : 差筋および杭頭処理 鉄筋径 : 鉄筋径13mm					

単価表 第 25号

ポンプ運転工

単価表

(1)

金額：

内容：作業時，発動発電機，1 台

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員	人	0.11			[1]
普通作業員	人	0.05			[1]
工事用水中モータポンプ〔普通型(潜水ポンプ)〕 口径50mm 全揚程5m	日	1			[1]
発動発電機〔ガソリンエンジン駆動〕 3kVA	日	1			[1]
諸雑費 18 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	日 当り		)
*** 施工条件 *** 排水方法 : 作業時 使用電源 : 発動発電機					
潜水ポンプ (φ50mm) の台数 : 1 台					

単価表 第 26号

管内充填工

単価表

(62.720)

金額：

内容：

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	1.0			[1]
特殊作業員	人	3.0			[1]
普通作業員	人	3.0			[1]
諸雑費 8 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	62.72	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)

単価表 第 27号

機械器具損料

単価表

(1)

金額：

内容：

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
フﾟラント 充填材製造用	日	6.0			[1]
固化材サイロ 30t	日	6.0			[1]
集塵機 2.2kw, 20m3/min	日	6.0			[1]
水槽 20m3	日	17.0			[1]
工事中モータホﾟンﾌﾟ〔普通型(潜水ホﾟンﾌﾟ)〕 口径80mm 全揚程15m	日	6.0			[1]
発動発電機 150kVA	日	6.0			[1] 単価表 第 28 号
エアモﾙﾀﾙ流量計 2ｲﾝﾁ	日	6.0			[1]
高圧洗浄機 3.7kw, 4.9MPa	日	6.0			[1]
配管材損料	m・日	3,570			[1]
諸雑費 15 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			

単価表 第 29号

仮設プラント組立・解体

単価表

(1)

金額：

内容：

1 回 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	5.0			[1]
電工	人	2.0			[1]
特殊作業員	人	11.0			[1]
普通作業員	人	14.0			[1]
ラフテレンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 最大吊上能力25t吊 ホベレタ付き	日	5.0			
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	回 当り		)

単価表 第 33号

構造物とりこわし

単価表

(1)

金額：

内容：無筋構造物，機械施工

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
構造物とりこわし工 無筋構造物 機械施工 時間的制約:無	m3	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 構造物区分 : 無筋構造物 作業区分 : 機械施工					
時間的制約の有無 : 時間的制約:無 作業時間帯 : 標準 低騒音・低振動対策の有無 : 低騒音・低振動対策なし					

単価表 第 35号

換気工

単価表

(1)

金額：

内容：

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
トラック運転工 2t積, 98kw	日	2.00			単価表 第 36 号
発動発電機運転 10.5/13kVA, 13kw	日	2.00			[2] 単価表 第 37 号
軸流ファン[軸流式・定風量型] 120/144m3/min	日	2.00			[2]
諸雑費 12 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(	1	日 当り		)

単価表 第 38号

仮設材等運搬

単価表

(1)

金額：

内容：12m以内，10kmまで，往復

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設材等運搬(基本運賃料金) 12m以内，10kmまで	t	1			単価表 第 39 号
諸雑費	式	1			
	(	1	t 当り		)
*** 施工条件 *** 仮設材等の製品長 : 12m以内 片道運搬距離 : 10kmまで					
深夜早朝(22:00～5:00)割増の有無 : 深夜早朝割増:無 運搬区分 : 往復					

単価表 第 41号

管内洗浄工【認】

単価表

(365)

金額：

内容：スプレーガン洗浄, 人力

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
トンネル世話役	人	4.00			[1]
トンネル特殊工	人	4.00			[1]
トンネル作業員	人	4.00			[1]
普通作業員	人	8.00			[1]
高圧洗浄車運転 4t, 154kW	時間	26.79			[1] 単価表 第 42 号
給水車運転 4t, 154kW	時間	0.74			[1] 単価表 第 43 号
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	365	m 当り		)
	(	1	m 当り		)

単価表 第 42号

高压洗浄車運転

単価表

(1)

金額：

内容：4t, 154kW

1 時間 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(一般)	人	0.22			
軽油 一般用 バートル給油	リッ トル	5.7			
高压洗浄車損料 4t, 154kW	時間	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	時間 当り		)

単価表 第 43号

給水車運転

単価表

(1)

金額：

内容：4t, 154kW

1 時間 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(一般)	人	0.25			
軽油 一般用 バートル給油	リッ トル	5.7			
給水車損料 4t, 154kW	時間	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	時間 当り		)

単価表 第 44号

換気工【認】

単価表

(1)

金額：

内容：

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
トラック運転工 2t積, 98kw	日	2.00			単価表 第 36 号
発動発電機運転 10.5/13kVA, 13kw	日	2.00			[2] 単価表 第 37 号
軸流ファン[軸流式・定風量型] 120/144m3/min	日	2.00			[2]
諸雑費 12 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(	1	日 当り		)

施工単価条件一覧表	
名称・規格・条件	
明細表 第8号-001 コンクリート	無筋・鉄筋構造物 , コンクリートポンプ車打設 , 18-8-40 (高炉) W/C=60%以下 , 10m3/日以上100m3/日未満 , 一般養生 , 圧送管延長無し , しない<標準>(全ての費用) , 小型車加算有り (4t車)

諸 経 費 計 算 情 報

単価適用年月日	令和 8年 8月 1日
単価適用地区	高知土木事務所 1 地区(南部地区)
工種区分	下水道工事 (2)
I C T補正 (3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理)	補正しない
技術者間接費の計上有無	計上しない
機器単体費の計上有無	計上しない
施工地域・工事場所区分の補正 (共通仮設費)	一般交通影響有り (2) - 2
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない
施工地域・工事場所区分の補正 (現場管理費)	一般交通影響有り (2) - 2
堤頂20mの補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
前払金支出割合	35%を超える (1.00)
契約保証に係る補正	金銭的保証
工事価格まるめ区分	万円まるめ
現場環境改善費の計上有無	計上しない
熱中症対策の補正有無	補正しない

公 表 単 価 一 覧 表

名称・規格1・規格2	単 位	単 価	摘 要
残土処分費 10t, 残土場, 高知市池	m3	2, 160	明細表 第3号 処分費
既設鑄鉄管撤去切断(エンジンカッター) ダクタイル鑄鉄管(DIP), φ900mm	口	83, 810	明細表 第7号
既設FRPM管撤去切断(エンジンカッター) 強化プラスチック複合管(FRPM), φ900mm	口	34, 510	明細表 第7号
撤去管吊上げ積込み(FRPM管) 機械力, φ900mm	m	3, 434	明細表 第7号
ダンプトラック運搬(4t積) 廃プラスチック, L=12.0km以下, DID区間:有	m3	3, 857	明細表 第7号
プラント 充填材製造用	日	143, 000	単価表 第27号
固化材サイロ 30t	日	13, 000	単価表 第27号
集塵機 2.2kw, 20m3/min	日	2, 760	単価表 第27号
水槽 20m3	日	2, 350	単価表 第27号
エアモルタル流量計 2インチ	日	12, 200	単価表 第27号

公 表 単 価 一 覧 表

名称・規格1・規格2	単 位	単 価	摘 要
高圧洗浄機 3.7kw, 4.9MPa	日	2,350	単価表 第27号
配管材損料	m・日	20	単価表 第27号
高圧洗浄車損料 4t, 154kW	時間	9,010	単価表 第42号
給水車損料 4t, 154kW	時間	6,280	単価表 第43号
発動発電機[ディーゼルエンジン駆動・超低騒音型] 定格容量(50/60Hz)10.5/13kVA 排出ガス対策型(第3次)	日	2,810	単価表 第37号
隔壁設置(材工共)	箇所	190,950	明細表 第10号
注入管設置(材工共)	m	3,481	明細表 第10号
注入材料費	m3	7,975	明細表 第10号
アスファルト混合物 再生アスファルト混合物(再生密粒度アスコン(13))	t	18,960	施工P 第7号 ほか 代表材料単価Z1
アスファルト混合物 再生アスファルト混合物(再生密粒度アスコン(13))	t	18,960	施工P 第10号 代表材料単価Z1

公 表 單 価 一 覧 表

[illegible]

施工条件明示書

明示項目	明示事項（説明書）
工程関係	1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響 (有) (1) 影響箇所 ①下知ポンプ場内 ②舗装復旧部 (2) 他の工事の内容 高知市上下水道局下水道整備課発注工事 ①-1 下知ポンプ場内整備工事(R8-1) ② 下知汚水圧送幹線管渠改築工事に伴う舗装復旧工事(R8-1) 高知市上下水道局管路管理課発注工事 ①-2 旧下知ポンプ場沈砂池浚渫業務 (3) 他の工事の開始及び完了の時期 ①-1 令和8年9月上旬～令和9年3月上旬 ①-2 令和8年9月上旬～令和8年10月下旬 ② 令和8年10月上旬～令和9年3月中旬 2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 (有) (1) 制限を受ける時期及び時間 施工時期 施工方法 道路使用許可条件及び特定建設作業届出書受理条件による。 3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項 (有/占用協議未申請) (1) 制限を受ける内容 成立見込み時期 4. 他官庁等の特定条件による影響 (無) (1) 項目 影響範囲 5. その他
用地関係	1. 工事用地等の未処理部分 (無) (1) 未処理区間及び区間等 (2) 処理の見込み時期 年 月 日 2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用 (無) (1) 場所 範囲 期間 自 年 月 日 至 年 月 日 使用方法 復旧方法
安全対策関係	1. 交通安全施設等の指定 (無) (1) 内容 期間 2. 近接する公共施設 (有) 鉄道 ガス 電気 電話 水道 (1) 施工方法 開削工法(施工前に他の地下埋設物管理者と十分打合せを行うこと) 作業時間 道路管理者との協議による 3. 防護施設の必要・・・落石・土砂崩落 (無) 4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定 (無) 5. 発破作業等の制限 (無)
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (無) (1) 経路、期限の制限 (2) 使用中及び使用後の処置 2. 仮設路を設置する場合 (無) (1) 安全施設等の設置の必要 (2) 工事終了後の措置 (3) 維持及び補修の必要 3. 一般道路の占用の必要 道路の占用許可未申請 (有) (1) 範囲 市道及び県道(工事区間、位置図参照) 期間 自 年 月 日 至 年 月 日 工事期間中
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定 (無) (1) 引渡し及び引き継いで使用する場所 内容 期間 条件 2. 仮設備の構造、施工方法の指定 (有) (1) 構造 施工方法 素堀区間において、土質条件が悪い場合は、監督職員と協議し、対策を行うこと。 3. 仮設備の設計条件 (無)

明示項目	明示事項（説明書）
建設副産物関係	1. 残土の捨土条件 (有) (1) 処理場所の指定 搬出先の名称 株式会社Eight 搬出先の所在地 高知市池188番 外10筆 運搬距離 6.3km その他 上記処理場所について、受注者からの提案で変更する場合は、施工計画時に発注者が各法令等に抵触しない適正な処分場所である事を確認のうえ変更することができる。 なお、処分費と運搬費の合計が設計より安価となる場合は設計変更する。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要 (無) (1) 処理方法 時期 3. 産業廃棄物の処理条件 (有) (*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと) (1) 処理場所 指定なし 処理方法(指定) 再生処理 処理場の受入条件 ※上記について、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は積算上の条件明示であり指定事項ではない。
公害対策関係	1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限 (有) (1) 内容 施工場所は市街地であるため、低騒音、排出ガス対策型の機械を使用すること。 また、特定建設作業の届出を行うこと。高知市公害防止条例を遵守すること。 2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念 (有) (1) 調査方法 地盤変動監視点を設置し、施工前、施工中、施工後の監視を行うこと。 範囲 工事区間全線
工事支障物件関係	1. 地上、地下等の支障物件・・・移転・撤去・防護 (有) (1) 支障物件名 管理者 位置 移転時期 ※現地踏査を実施し、移設が必要であれば管理者と協議する。 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工 (無) (1) 工事内容 期間
排水工（濁水処理を含む）関係	1. 濁水、湧水等の処理対策の指定 (有) (1) 対策 水中ポンプによる水替工（作業時排水）を実施する。
イメージアップ関係	1. イメージアップ経費 (無) (1) 仮設備関係 (2) 営繕関係 (3) 安全関係 (4) 地域とのコミュニケーション関係
その他	1. 工事用資機材等の保管指定 (無) (1) 資機材名 保管場所 期間 自 年 月 日 至 年 月 日 保管方法 2. 工事現場発生品の処理指定 (無) (1) 品名、数量 現場内での使用 引渡し場所 3. 支給資材及び貸与品 (無) (1) 品名（品質、規格、性能）、数量 引渡し場所 引渡し期間 自 年 月 日 至 年 月 日 4. 工事用電力等の指定 (無) 5. 交通誘導警備員の配置 (有) (1) 工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。 配置人員数 3～11人/日 延べ 314人 交通誘導警備員B 314人 なお、交通誘導警備員の配置、期間等については、事前に監督職員と協議すること。 6. その他

特 記 仕 様 書

1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書に特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。

本工事特記仕様書

建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）

土木施工管理の手引（四国地方建設局）

高知市土木請負工事技術管理指針

高知市建設工事請負工事共通仕様書

建設工事共通仕様書（高知県）

建設技術者必携 建設工事技術管理要綱（高知県）

下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル（（社）日本下水道管路管理業協会）

下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書（下水道管きょ内作業安全管理委員会）

局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）

下水道維持管理指針（日本下水道協会）

下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）

下水道工事施工管理指針と解説（日本下水道協会）

下水道土木工事必携（案）（日本下水道協会）

コンクリート標準示方書（土木学会）

道路土工施工指針（日本道路協会）

道路土工要綱（日本道路協会）

道路土工盛土工指針（日本道路協会）

道路土工軟弱地盤対策工指針（日本道路協会）

道路土工カルバート工指針（日本道路協会）

道路土工仮設構造物工指針（日本道路協会）

道路工事の安全施設設置要領（案）

下水道設計標準図（令和 7 年 4 月 1 日（改訂））（高知市）

高知市下水道用マンホール鉄蓋仕様書

施工マニュアル（令和 7 年 4 月 1 日（改訂））（高知市）

地元説明マニュアル（平成 30 年 4 月 1 日（改訂））（高知市）

下水道土木工事共通仕様書（案）（国土交通省 都市・地域整備局下水道部）

建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）

建設廃棄物処理指針（環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）

その他

注）上記の「適用すべき諸基準」等で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。

なお、工事途中で改訂された場合は監督職員と協議しなければならない。

2 規則

本工事の施工にあたっては、下水道法、道路法、道路交通法、労働基準法、建設業法、騒音規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規及び労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等の工事施工に関する規則条件等を遵守しなければならない。

3 専門的技術を要する工事への対応

工事施工中、予測出来ない特別の状況変化により、専門的技術を要する工法等への変更が生じ、受注者が当該工法の施工実績を有しない場合には、当該変更に係る部分の工事を打切るものとする。

4 事前調査

受注者は工事着手前にこの工事のために影響があると思われる運搬経路（資材搬入経路を含む）用地及び埋設物の埋設状況、井戸水、その他監督職員の指定するものに対し実態調査を行うこと。特に地下埋設物は必ず調査を行い、埋設物確認書により埋設者現場立会いのうえ試掘等により調査を行い、試掘及び工事施工による損傷等のないようにしなければならない。また立会いの状況及び調査結果を調査記録簿にし監督職員に提出するものとする。なお、地下埋設物等の移設の必要が生じたときは、調査資料及び移設計画図を添えて監督職員と協議しなければならない。

5 許可届出

本工事の施工上必要な諸官公署その他の申請等について図面等を作成して監督職員に提出し、すみやかに申請及び届出出来るように配慮しなければならない。

6 建設公害の防止

本工事の施工にあたっては、次の項目に留意するとともに、周辺関係者に十分な説明を行い、理解と協力が得られるよう対処しなければならない。

(1) 騒音防止

工事に伴う騒音については、騒音規制法の主旨を作業員に徹底するとともに、この法律及び関係条例等を遵守し、騒音防止に努めなければならない。

(2) 振動防止

工事に伴う振動については、近接構造物に損傷を与える場合があるので、振動防止法を遵守するとともに施工に十分注意が必要である。

(3) 低騒音型・低振動型建設機械の使用

下記①～⑤に示す区域における以下の作業は低騒音型建設機械の使用を原則とする。

- ・掘削、積込作業、締固め作業
- ・発動発電機等の可搬式もの
- ・舗装版とりこわし作業は油圧ジャッキ式舗装版破碎機、低騒音型のバックホウの使用を原則とする。

ただし、高知県内のリース会社に在庫がなく調達できない場合は除く。

その他については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定」（高知県 HP 技術管理課ページ積算・設計・各種基準等に関するお知らせに記載）を参考とすること。

- ① 良好な住居の環境を保全するために、特に静穏の保持を必要とする区域
- ② 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ③ 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって相当数の住居が集合しているため、騒音、振動の発生を防止する必要がある区域
- ④ 学校・保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲おおむね 80m の区域
- ⑤ 家畜飼育場、精密機械工場、電子計算機設置事業場等の施設の周辺等、騒音、振動の影響が予想される区域

(4) その他

掘削、ずり出し及び残土運搬に伴う砂ぼこり、路面への泥の飛散に注意が必要である。

7 実施細部工程表の提出

受注者は、契約書にもとづいて提出した工程表により実施細部工程表を作成し、監督職員に提出し、承諾を得なければならない。また、実施細部工程表に変更が生じ、その内容が重要な変更の場合は、その都度実施細部工程表を提出し、承諾を得なければならない。

8 疑義

工事着手後、直ちに測量を実施し、設計図書と現地の関係を詳細に調査し、著しい相違を発見したときは、監督職員に報告しなければならない。

9 設計数量の検討

工事施工に先立ち請負者は、市が計画した躯体（管体）の構造に関する計算及び数量計算書を検討し、その報告書を迅速に監督職員に提出すること。

10 第三者との交渉

受注者は工事に関して、第三者からの交渉を受け、又は第三者に交渉の必要が生じたときは、高知市上下水道局の監督職員と共に説明に行くものとする。尚、結果は「工事打合せ簿」に記載し提出するものとする。

11 工事施工適正化

- (1) 受注者は工事施工に先立ち、監督職員に施工体系図の写しを提出すること。
- (2) 受注者は工事関係者及び公衆が見やすい場所に建設業退職金共済制度の適用を示す標識の掲示等を行わなければならない。
- (3) 監理技術者等であることを示す胸章及び監理技術者資格者証等の携帯を行わなければならない。

12 主任技術者および監理技術者

主任技術者および監理技術者は、建設業法に定める有資格者でなければならない。

13 軽油引取税の課税免除の報告

受注者もしくは下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税免除の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに監督職員に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

15 交通安全管理

受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、「道路工事の安全施設設置要項(案)」(平成8年3月)等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。

16 安全管理

- (1) 受注者は、労働災害及び物件損害等の未然防止に務め、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏等防止規則」及び「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。

安全管理内容

- ①有資格者の適正配置 ②下水道管内作業に適した保護具の着用 ③施工前の安全対策（情報収集）
- ④施工時の安全対策 ⑤周辺環境への対策 ⑥災害防止についての対策

- (2) 下水道施設内で作業する前と作業中には、必ず酸素欠乏危険作業主任者が、ガス検知機を使用し、酸素濃度が18%以上であること、硫化水素濃度10ppm以下、溶媒から発生するガス濃度20ppm以下、一酸化炭素濃度50ppm以下であることを調査確認し、換気事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

- (3) 雨水及び合流管渠内（内径800mm以上）で作業する場合には、突発的かつ局地的な大雨に起因する事故が発生する危険性があるため、作業前、作業中には気象情報等について十分に注意し、作業箇所が受けもつ流域範囲、流入系統、上流域のポンプ施設、大規模排水施設、下流のポンプ場のポンプ運転などで水位が上昇する原因となるなどの情報収集に努めること。平成20年10月に取りまとめられた、局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)等を参考に安全管理計画を作成し、工事の施工をすること。

安全管理計画は、施工計画書にその内容を記載すること。

安全管理計画の内容

- 1 現場特性の事前把握
- 2 中止基準・再開基準の設定（予防対策）
- 3 迅速に退避するための対応
- 4 日々の安全管理の徹底

- (4) 工事作業の中止基準として以下のいずれかの場合には、作業を中止すること。
- ① 当該作業箇所または上流部に洪水または大雨注意報・警報が発表された場合。
 - ② 当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合。
 - ③ 事前（作業前）に当該作業箇所または上流部に気象情報等により降雨や雷の発生が予想される場合。（作業時間内に降雨、雷の発生が予想される場合）
 - ④ 管路内水位が通常管内水位よりも高く安全な歩行ができない場合。（目安として膝上、但し流速の早い箇所や管内面が滑る状態の箇所ではこの限りではない。）
- (5) 受注者は（4）にあげる中止基準を踏まえ、作業箇所毎の現場特性に応じた中止基準を設定すること。
- (6) 工事開始後に、気象情報や気象状況の変化により大雨等の予兆を捉えた場合には、中止基準に至る前の時点においても、これらの中止基準を補完する情報を活用し、工事等の中止判断を的確に行うこと。受注者は、業務等を中止した場合には、下水道管渠内作業員を迅速に退避させ、速やかに発注者へ工事等の中止の報告を行うこと。
- (7) 工事の再開基準は、工事中止基準に抵触していないこと及び管路内水位が通常時と変わらない事等を踏まえ設定すること。
- (8) 迅速に退避するための対応として、退避手順の設定、安全器具等の設置、情報収集と伝達方法、資機材の取扱いについての具体的な対応方を定めること。
- (9) 日々の安全管理の徹底として、工事の開始前には退避時の対応方策の内容等について作業関係者全員に周知徹底を図ること。内容は、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底する。
- (10) 工事に当たり仮締切りを必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。仮締切りの構造は、上流域に溢水が起きない構造であるとともに作業中の安全が確保されるものとする。

(11) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、本工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間（月に2回に分割可）を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- ② 本工事内容の周知徹底
- ③ 工事安全に対する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練として必要な事項

(12) 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(13) 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真、工事日誌等に記録し、提出するものとする。

17 事故防止

(1) 第三者に対する事故防止

受注者は、公衆の生命身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため必要な措置を講じなければならない。

特に市街地における工事については、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日国土交通省告示496号）に基づき災害の防止に努めること。

(2) 工事現場における事故防止

イ. 工事は各工種に適した工法に従って施工し、施設の不備または不完全な施工等によって事故を起こす

ことがないよう十分注意すること。

- ロ. 工事現場においては、常に危険に対する認識を十分にしておき、作業の手違い、従事者の不注意等は厳しくいましめること。
- ハ. 工事用機械器材の取扱には熟練者を配置し、常に機能の点検、整備を完全に行い運転にあたっては操作を誤らないようにすること。
- ニ. 地下埋設物確認書により当該埋設物管理者に立会いを求め、試掘調査を十分に行い埋設物の位置を確認し、埋設物に損傷を与えないよう注意すること。
- ホ. 埋設物に近接して掘削する場合は、周辺地盤の緩み沈下等に十分注意して施工し、必要があると認めるときは、当該埋設物管理者と協議のうえ防護措置等を講じること。万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において迅速に処理すること。

18 事故報告

受注者は、工事中事故があったときは直ちに所要の措置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について直ちに監督職員に報告書を提出すること。

19 工事現場管理

共通仕様書等によるものの他、下記の事項を遵守しなければならない。

(1) 関係機関等との連絡協調

受注者は、工事中関係官公署その他の取締機関に対して、緊密な連絡をとり、十分協調を保つとともに工事現場に関係のある個人に対しても親切を旨とし円滑な工事の進捗を図ること。

また、付近居住者と交渉を必要とするときまたは交渉をうけたときは、監督職員と協議し誠意を持って解決をはかり遅滞なく報告すること。

(2) 隣接受注者との協調

工事の施工に当たっては、隣接工区の受注者との連絡を密にして工事を進めると共に、工区境界の施工に当たっては相互に協力し将来構造上の欠陥が生じないように十分注意すること。

また、付近に本工事と併行する他の工事のある場合は、これらの工事と相互に協力し事故の発生、工事の遅延等付近居住者に迷惑のかからないよう十分配慮すること。

(3) 作業地の整理整頓

受注者は、作業現場、作業用地内の整理整頓に留意し、作業用地には必要な立入禁止等の標識または見張人をつけて危険防止に努めること。

(4) 交通及び保安上の措置

イ. 工事中交通に関しては、道路使用許可条件を厳守し、危険防止柵を設け夜間には注意燈を点ずる等十分な危険防止策を施すこと。

ロ. 工事区域内に車両または歩行者の通行がある時は、専任の要員を配置し通行の誘導、路面の補修に努める等交通及び保安上十分な措置を講じること。

ハ. 受注者は、関係機関と協議のうえ、交通安全に関する担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、迂回路の形態、その他交通安全上必要な事項について計画をたて監督職員に提出しなければならない。

20 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

本工事において「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（（グリーン購入法）、「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」及び「第3次高知市環境保全率実行計画（H23～H27）」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものを使用することとする。

21 工事現場における県内産木材の木製品使用について

受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事用仮設に関する資材は、以下の通り、木製品を使用しなければ

ならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

(1) ①～⑤の資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

- ①掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）
- ②工事看板（1ヶ所以上）
- ③バリケード（1品以上）
- ④木製クッションドラム（1品以上）
- ⑤交通安全管理等の標示板

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）に準拠すること。

(2) 上記(1)の資材を必要としない工事については、その旨を施工計画書に記載し監督員の確認を得ること。その場合は、上記(1)以外の仮設備、保安施設等の工事用仮設資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること。

22 交通誘導警備員の配置について

(1) 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できる者と監督職員が認めたものについては、この限りでない。

(2) 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

(3) 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導警備員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行ったうえ、交通誘導警備員として専任させること。

（交通誘導警備員A・Bの定義）

交通誘導警備員A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通誘導に従事するもの

23 建設副産物

(1) 建設副産物（土砂、コンクリート塊、アスファルト塊等）の処理及び利用については関係法令、施工条件明示を遵守し、リサイクルに努めるとともに適正に処理すること。

(2) 元請業者が設置する自己処分場に建設副産物を処理する場合は、知事（中核市、政令都市の場合は市長）の許可を得ること。

24 舗装版の切断作業時に発生する排水の処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとする。また、処理数量については、処理実績により変更契約するものとする。なお、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

25 再生資源利用[促進]計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

- (1) 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- (2) 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)をCOBRISにより作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。
- (4) 受注者は、再生資源利用(促進)計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用(促進)計画書(現場揭示用様式)を公衆が見やすい場所に掲げること。
- (5) 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。
- (6) 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。
- (7) 受注者は、再生資源利用(促進)実施書、実施書及び受領書を工事完了日から5年を経過する日まで保存すること。

(参考) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ

(<http://www.recycle.jacic.or.jp>)より、利用申請等を行うことができる。

26 産業廃棄物管理票等の提示

受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)について、廃棄物の清掃及び処理に関する法律(以下「廃掃法」という。)を遵守し工期内において中間処理(再生)、最終処分を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのE票を提示しなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の中間処理・最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、中間処理・最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票を提示しなければならない。また、中間処理、最終処分終了後すみやかにE票を提示しなければならない。

なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議するものとする。

27 建設副産物対策(建設副産物処理の数量確認)

本工事において、現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真(電子データ)等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等するものとする。

(作業内容)

- (1) 建設副産物の処理数量を重さ(「t」)の単位する場合

- ① 受注者は、建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し(運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)、工事黑板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(各積載重量別車両毎に1工程以上(以下「代表写真」という))

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の写真を提出し、②の記録を提示する。

(2) 建設副産物の処理数量を体積(「m³」)の単位とする場合

下記※1から3のうち、いずれかの方法により確定する。

※1 コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材(伐採木を含む)を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し(運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(代表写真)

※2 前記「(1) 建設副産物の処理数量を重さ(「t」)により確認する場合」により重さを測定し、下記の換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|
| ・コンクリート塊(鉄筋) 2.5 (t/m ³) | ・コンクリート塊(無筋) 2.35 (t/m ³) |
| ・アスファルト塊 2.35 (t/m ³) | ・掘削土(土砂) 1.8 (t/m ³) |
| ・掘削土(軟岩) 2.2 (t/m ³) | ・掘削土(硬岩) 2.5 (t/m ³) |

※3 地山状態または、建設発生木材(伐採木を含む)を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。(運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する)(全車写真)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。(全車写真)

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)

④受注者は、監督職員に②③の写真を提出する。

(3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。(運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する)(全車写真)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。(全車写真)

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)

(4) 建設副産物(伐採木等)を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。(木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(代表写真)

③受注者は、監督職員に②の写真を提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

28 ダンプトラック等による過積載の防止について

(1) 搭載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(2) さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(3) 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

- (4) 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 以上のことにつき元請け業者は、下請業者を十分に指導すること。

29 暴力団等の反社会的勢力の排除等

1 受注者は、本工事により生じる残土・産業廃棄物の処分を委託する事業者に対し、暴力団員等反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律並びに当該自治体の暴力団排除条例に定義される者を含む）との関係について確認を行うこと。また、発注者が要求した場合は確認を行った書類を提出するものとする。なお、当該事業者が反社会的勢力であると判明した場合、発注者は当該契約を解除し、受注者はこれに伴う一切の責任を負うものとする。

30 登録ストックヤードへの搬出

- 1 受注者が建設発生土を国の「ストックヤード運営事業者登録制度」に基づく登録ストックヤードへ搬出する場合は、登録事業者が搬入から最終搬出まで適正に管理することとされていることから、受入れ先に係る関係法令に基づく許認可及び暴力団員等反社会的勢力との関係についての確認並びに登録ストックヤード以降の搬出先に係る確認は要しないものとする。
- 2 登録ストックヤードへ搬出した場合は、搬入確認のため、登録事業者が発行する土砂受領書（伝票等）の写しを発注者へ速やかに提出すること。

31 工事实績データ作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

32 地盤変動等を原因とする事業損失(該当する項目は□にレ印)

- ☐ 工事の施工に伴い第三者に対する損害が予想されることから、発注者において家屋等の事前調査を実施する「覚書締結指定工事」としているため、工事契約締結時に「工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書」を締結すること。
- ☒ 工事の施工に伴い第三者に対する損害が予想されず、発注者において家屋等の事前調査を実施しないため、「覚書締結指定工事」としないが、工事施工中に損害が発生する恐れが生じた場合または工事完成後損害が判明した場合は、その時点で「工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書」を締結すること。

※なお、高知市上下水道局技術監理課ホームページの「工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償」(要旨)を参照すること。

33 デジタル工事写真の黒板情報電子化

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。

対象工事では、以下の(1)から(3)の全てを実施することとする。

(1)対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、高知市土木請負工事技術管理指針の第9条(写真管理)(2)撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

(2)デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知市土木請負工事技術管理指針の第9条(写真管理)(2)撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(3)黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「黒板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者はURL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

34 不当介入の排除について

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除について

- (1)受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
- (2)受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- (3)受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
- (4)受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市建設工事請負業者指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

35 県内産資材の優先使用について

本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの。②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの。③木製型枠は、高知県内の森林から産出された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

36 不正軽油の使用の禁止について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第 144 条の 32 の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。

- ①軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
 - ②軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
 - ③自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）
- (2) 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

37 手すり先行型足場の使用について

受注者は、足場工の施工にあたり、枠組足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成 21 年 4 月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した、二段手すり及び幅木の機能を有する足場でなければならない。

38 排出ガス対策型建設機械

- (1) 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号 最終改正平成 14 年 4 月 1 日付国総施第 225 号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第 348 号、平成 18 年 3 月 17 日）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が 5 千万円以下の工事については、普通型の建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、普通型の建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとし、成果品納品の際に施工状況写真に添付すること。

機種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル（車輪式）
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機（可搬式）
- ・空気圧縮機（可搬式）
- ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。

39 施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じること。

- ① 工事広報
- ② 粉じん（塵）対策
- ③ 騒音・振動対策
- ④ 温水・排水熱対策
- ⑤ 臭気対策
- ⑥ 宅内逆流噴出等対策
- ⑦ 工事排水の水質対策

40 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

41 設計変更ガイドラインについて

設計変更等については、工事請負契約書第 18 条から第 20 条及び第 22 条から第 25 条並びに高知市建設工事共通仕様書（共通編）1-1-1-15 から 1-1-1-16 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和 3 年 4 月（高知市）」によることとする。

42 1 日未満で完了する作業の積算

- (1) 「1 日未満で完了する作業の積算」（以下、「1 日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種・再別の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1 日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用が分かる資料等）を監督に提出すること。実際の費用が分かる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- (5) 「時間的制約を受ける公共工事の積算」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。

43 工期

工期には、実働日数、雨天日、準備期間、後片付け期間及びその他作業不能日が含まれる。また、工期に猛暑日を含むと想定される工事には、猛暑日日数 9 日が工期に含まれている。なお、実際の猛暑日日数が 9 日から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。※猛暑日とは、8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数（休日を除く）とする。WBGT 値は、環境省熱中症予防サイトに記載されている観測データによる。

44 工事施工区間の既存表示板（基準点、境界板、水道、ガス等）の保護及び復旧について

- (1) 受注者は、着工前に工事予定区間における既存表示板（以下「表示板」という）の調査を行い、すみやかに監督職員に報告を行うこと。
- (2) 受注者は、工事に際しやむを得ず表示板を除去しなければならない時は、監督職員及び関係機関と協議を行い、その対策を講ずること。
- (3) 受注者は、施工時において表示板に損傷または破損を生じた場合は、すみやかに監督職員及び当該表示板の管理者と協議し、復旧しなければならない。

45 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

本工事は熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事である。

実施にあたっては下記のホームページを参照すること。

高知市上下水道局技術監理課ホームページ

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>)

46 現場環境改善費

(1) 熱中症対策・防寒対策に関する費用

熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行うとともに、協議により認められた費用については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

47 個人情報の保護

受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

48 標示板の設置

高知市土木請負工事共通仕様書第1編 1-1-1-23 施工管理に規定する標示板の設置にあたっては、本工事が「国土強靱化対策工事」であることを明示するものとする。掲示方法の詳細については、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策に係る標示施設の設置について」(令和3年6月29日付け3技監第71号通知)等を参考とすること。

49 土砂崩落事故の再発防止

上下水道工事での土砂崩落事故を絶対に起こさないために、安全管理に関する啓発資料を作成したので、内容を十分に理解し、事故防止に努めること。

高知市上下水道局技術監理課ホームページ：<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>

50 快適トイレの試行

(1) 内容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ① 洋式(洋風)便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入りが直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ⑬ 擬音装置(機能を含む)
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備

⑰小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

（２）確認方法

受注者は、快適トイレ設置にあたり、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を工事に関する確認票に添付し、規格・基数等の詳細を監督職員へ提出することとする。

（３）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用は、対象工事については当初から計上しており、基数・設置期間は設計図書に記載のとおり予定しているが、実際に現場に快適トイレを設置した基数・期間として設計変更を行うものとする。また、受注者の希望により設置する場合は、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

なお、設置基数は現場毎に必要性を受発注者間で協議の上、変更できるものとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、別途計上は行わない。

（４）その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

51 工事施工中の情報共有システムの活用について

- 1 本工事は、監督職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の受注者希望型工事である。契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事である。

なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン（案）」によること。

- 2 システムを活用する際は、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

（１）情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

（２）サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

（３）（２）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨

- 3 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

52 電子納品について

- 1 本工事は、工事完成図書を電子媒体で納品することにより、業務の効率化、省資源等を図る電子納品活用の受注者の希望型工事である。

なお、詳細については「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」によること。

53 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事等に、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）が含まれている場合において、その調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、受注者より協議があった場合には、調達検討資材に該当することを確認の上で、設計変更の対象とする。

- 2 調達検討資材は下記を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。【調達検討資材】

（１）管路材

塩化ビニル管、ポリエチレン管、FEP 管、各種樹脂製継手

（２）シート・繊維製品

吸出防止材、防草シート、遮水シート、止水シート、防水シート、不織布、ジオテキスタイル

（３）ゴム・樹脂製品

ゴム支承、ゴムジョイント、止水板、樹脂製目地材、樹脂製安全施設部材、FRP 製品

(4) 塗装・補修材料

シンナー、エポキシ樹脂塗料、ウレタン樹脂塗料、エポキシ樹脂系接着剤、エポキシ樹脂系注入材、ウレタン樹脂系材料

(5) 軽量盛土材料

発泡ポリスチレン製品 (EPS ブロック等)

- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合 (ただし別途調達経費を含む)

- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類 (実際の取引伝票等) を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

- 54 「週休2日制工事」の実施について 本工事は、高知市上下水道局「週休2日制工事」実施要領における「週休2日制工事(月単位)」工事である。詳細については、下記に掲載する同要領を参照すること。高知市上下水道局技術監理課ホームページ (<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>)

55 提出図書

工事施工に先立ち受注者は工程表、施工計画書、材料承諾願を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、下記資料については、請負金額等により提出が省略できる資料もあるもので、契約後監督職員に確認すること。

1	工程表、総合工程表	1部
2	施工体制台帳	1部
3	施工体系図	1部
4	施工計画書	2部
5	材料承諾願 (工事にに関する承諾書)	2部
6	日誌	1部
7	施工管理資料 (充てん材圧力・注入量管理資料等)	1部
8	品質管理図	1部
9	品質性能試験報告書	2部
10	酸素欠乏等の濃度測定記録表	1部
11	材料使用一覧表	1部
12	各種材料納入伝票	1部
13	交通整理員配置図、配置一覧表、伝票	1部
14	振動騒音地盤沈下等測定資料 (CD または DVD 提出)	1部
15	地下埋設物調査記録簿	1部
16	工事写真集	1部
17	近隣工作物の現況調査 (クラック、傾き、レベル等) (CD または DVD 提出)	1部
18	変更数量、変更図	1部
19	出来形管理図	1部
20	施工経過図	1部
21	完成図	1部
22	竣工図	1部
23	工事打ち合わせ簿	2部
24	その他	監督職員指示

位置図

